



医療安全対策に関する取組事項

1. 医療安全対策に関する基本的考え方

- 関西労災病院の理念は、「良質な医療を働く人々に、地域の人々に、そして世界の人々のために」であり、職員それぞれの力を合わせたチーム医療で、安全で良質な医療の提供を目指しています。
- 医療者は「安全文化」の心構えを持って、患者さんとの良好な関係にたって安全安心な医療を提供します。
- 医療には多くのリスクがありますが、これを少なくして事故を防止する対策をたて、患者さんから信頼される医療が実現できるよう日々努力しています。

2. 医療安全対策の組織と委員会

- 当院では病院長の直轄下に医療安全推進室を設置し、医療安全対策を行っています。
- 医療安全対策に関する意思決定機関として、医療安全推進委員会を設置し、毎月1回会議を開催して医療安全対策に関する事を報告・検討しています。

3. 医療従事者に対する研修

- 職員の医療安全対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 基本的な医療事故防止対策

- 医療事故を未然に防ぐ為の取り組みは、病院全体で組織的・継続的に行うことが必要です。
- 医療事故やインシデント事例の情報収集を常に行い、予防策の検討、全ての職員への周知徹底を習慣化するよう病院の体制を整備しています。
- 他の病院の事例も含めて分析をおこない安全マニュアル等の定期的な見直しをして、医療安全管理の充実を図っています。

5. 医療安全管理者の役割

- 医療の安全に関する相談窓口を設置し、医療安全管理者が対応しています。
- 医療安全に関するお気づきの点がございましたら、医療連携総合センターへお申し出ください。

医療安全対策については、患者さんやお見舞いの方にもお願いすることがありますので、ご理解のうえご協力をお願いします。